

時代背景に見る勤労青少年 の課題および勤労青少年 ホームの役割について

広島市中央勤労青少年ホーム
主事 三村 富雄

戦後の勤労青少年教育について

- 学校教育法(昭和22年3月)
 - 新しい教育制度への移行に伴う青年学校の廃止
- 社会教育法(昭和24年)
 - 市町村教育委員会の事務
 - 「青年学級の開設及び運営に関すること」
 - 公民館の事業
 - 「青年学級を実施すること」
- 青年学級振興法(昭和28年8月)
 - 青少年の補完的教育機関

青年学級振興法 昭和28年8月施行

- 勤労に従事し、又は従事しようとする青年に対し、实际生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させることを目的とする。

昭和28年	14,407学級	986,728人
昭和30年	17,606学級	1,091,734人
平成7年	751学級	27,444人



平成11年7月 廃止

勤労青少年福祉法 昭和45年5月施行

- 勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下、「**勤労青少年福祉対策基本方針**」という)を定めるものとする。
 - **第9次勤労青少年福祉対策基本方針**(平成23年～)
- 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。
 - **勤労青少年ホーム**について明言

勤労青少年福祉法における 勤労青少年ホームの役割

- 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行い、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行われる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。



「保護」と「援助」を中心とした勤労青少年福祉対策

時代背景および課題

- 高度経済成長に伴う地方からの集団就職
 - 若年労働者(特に中卒労働者)の保護と援助
- 職場に同年輩の仲間が少ない(中小零細企業)
- 地縁社会になじめない(地方出身者)
 - 余暇を過ごし、仲間を作る場が必要
 - 地域住民との交流の場必要

第6次勤労青少年福祉対策基本方針

平成8年～12年度

- 今後の勤労青少年福祉行政の基本的な考え方は、多様な可能性を持つ勤労青少年が主体的かつ自律的に職業とのかかわりを持ち、一人一人がその柔軟な発想や企画力をいかせるよう支援するとともに、職場以外でも、地域、国際社会等様々な分野で自主的に社会に参画し、貢献できるよう支援していくこととする。
- 勤労青少年福祉対策の対象上限を「おおむね30歳未満」とする。

第6次勤労青少年福祉対策基本方針に おける勤労青少年ホームの役割

- 情報発信基地としての機能
- 社会人、職業人、国際人としての知識体得の場としての機能
- 地域に根ざした活動の場としての機能
- 相談機能

時代背景および課題

バブル崩壊後の長引く景気後退、円高による国際競争力の低下により、経済・産業社会の構造変化が求められる。

- 青少年人口(15歳～24歳)の減少
平成3年 1,924万人 → 平成6年 1,889万人
- 景気後退に伴う失業者数、率の増加(15歳～24歳)
平成3年 38万人、4.3% → 平成6年 49万人、5.4%
- 勤労青少年の高学歴化
- フリーター(アルバイト・パート)の増加
平成3年 47万人 → 平成6年 57万人

第8次勤労青少年福祉対策基本方針

平成18年～22年度

- 若い人材の育成という観点に立ち、これまでの「在職者」を主たる対象とした「余暇活動支援」から、「フリーター、若年無業者等」を対象とした「キャリア形成、職業的自立に向けた支援」へ重点を移行。
- 勤労青少年の対象年齢を「35歳未満」とする。
- 利用者数が減少している**勤労青少年ホーム**の割合が高まっていることに言及。

時代背景および課題

景気は緩やかな回復傾向を見せており、雇用情勢も改善しつつあるが、一部地域では遅れも見られる。

- 35歳未満の失業者数139万人(平成17年)
- フリーター数201万人(")
- 若年無業者数64万人(")

平成17年から人口が減少

※経済的に不安定な状態が続くことで、未婚・晩婚化が進展し、少子化が一層進行していくおそれ。

子ども・若者育成支援推進法

平成22年4月施行

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備



- 従来の縦割りの対応では限界
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化

第9次勤労青少年福祉対策基本方針

平成23年～27年度

- キャリア形成支援や情報発信を通じ、若者の社会的・職業的自立の実現を図ること、これを支える社会的ネットワークと支援機能を整備することが、勤労青少年福祉行政として目指すべき最も重要な課題。
 - 「子ども・若者育成支援推進法」による新たな枠組みを有効活用
- **勤労青少年ホーム**は、利用者数、施設数共に減少傾向。

時代背景および課題

平成20年以降、リーマンショックの影響等を受け、経済、雇用情勢が悪化。

若者の希望する職業と労働市場における需要との間にミスマッチが生じている。

- フリーター数183万人(平成22年度)
- 若年無業者数60万人(")
- 非正規雇用者の割合の上昇(20歳～24歳)
平成9年 17.4% → 平成19年 32.3%

何歳までが「青年」？

- 第1次～5次勤労青少年福祉対策基本方針
（昭和45年～平成7年） → 「おおむね25歳未満」
 - 第6～7次勤労青少年福祉対策基本方針
（平成8年～17年） → 「おおむね30歳未満」
 - 第8～9次勤労青少年福祉対策基本方針
（平成18年～27年） → 「35歳未満」
- ※ 法令等により「青年」の対象が異なる
子ども・若者育成支援推進法(平成22年施行)による
「若者」の定義は15～39歳

これからの
勤労青少年ホーム

勤労青少年ホーム数、利用者数の推移

年 度	施設数	利用人数
平成7年	534施設	約503万人
平成11年	531施設	—
平成16年	479施設	約394万人
平成21年	395施設	約279万人

減少の理由として...

- 青少年人口の減少
- 青少年の高学歴化
 - 青少年を取り巻く**環境の変化**
- 国からの補助金の廃止(平成16年度)
- (社)全国勤労青少年ホーム協議会の解散(平成20年度)
- 補助施設の財産処分手続きの簡素化(平成20年)
 - **行政施策、予算**の問題
- 利用者ニーズへの対応不足
- 社会の要請とホームの機能のミスマッチ
 - **施設の機能**の問題

「自立」をキーワードに読み解く

※ 青少年のニーズを、「経済的自立」、「精神的自立」、「身体的自立」、「社会的自立」の4つの「自立」から考察する。

●戦後の青年学級

→ 職業・家事に関する知識・技能、一般教養

※ 経済的自立、精神的自立

●高度経済成長期(昭和29年～48年)

→ 仲間づくりの場、余暇、レクリエーションの場

※ 精神的自立、身体的自立、社会的自立

「自立」をキーワードに読み解く

●バブル崩壊(平成4年)～現在

自立の種類	青少年のニーズ	ホームにできること
経済的自立	ニート支援 就労支援	支援機関・団体との連携 (昼間の会場提供など)
精神的自立	居場所づくり 仲間づくり	講座の開催 交流行事の開催
身体的自立	運動不足解消 メンタルヘルス	講座の開催 相談事業の実施
社会的自立	キャリア形成支援 社会参加の促進	講座の開催 自主企画講座の実施

これからの勤労青少年ホーム (私見ですが...)

- 青少年のためのネットワークづくり
 - 青少年センター、少年自然の家(青年の家)、
学校(高等学校、大学等)、その他支援機関・団体
- 豊富な体験活動の提供
 - 講座・イベントの企画、グループワーク、自然体験
 - ※ 「成功体験」をキーワードに「自己決定能力」、
「課題解決能力」を高める。
 - ⇒ 「精神的自立」、「社会的自立」

具体的な例として...



これから実践でお見せします！
今後の勤労青少年ホームにご期待ください！

…ご清聴ありがとうございました。

参考資料

- 「青年学級の歴史」 坂本登
『生涯学習研究e辞典』(日本生涯教育学会)
 - 「改訂版勤労青少年福祉推進の手引」
(平成12年 労働省労政局勤労者福祉部勤労青少年室)
 - 「第8次勤労青少年福祉対策基本方針」
(平成18年 厚生労働省)
 - 「子ども・若者ビジョン」
(平成22年 子ども・若者育成支援推進本部)
 - 「第9次勤労青少年福祉対策基本方針」
(平成23年 厚生労働省)
 - 「一勤労青少年ホームについて」
(平成22年 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室)
- 平成24年度広島県公民館等職員研修会講演資料
(滋賀大学社会連携研究センター教授 神部純一)